

令和7年6月

お客様各位

建築検査機構株式会社

### 確認済証等の電子交付について

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

令和7年4月より確認済証や検査済証などへの押印の必要性がなくなり、電子交付が可能となっております。

弊社においてもその準備が整いましたので、令和7年7月1日より電子交付を開始いたします。

電子交付する書類は業務ごとに以下のようになります。

なお、フラット35については現在のところ電子交付には対応しておりません。

業務	電子交付できる書面
建築確認・検査	確認済証、中間検査合格証、検査済証 仮使用認定通知書 中間検査引受証、完了検査引受証 各種引受承諾書 各種決定できない旨の通知書
省エネ適合性判定	適合判定通知書 引受承諾書 適合しない旨の通知書
住宅性能評価・長期優良住宅・BELS	各種評価書及び確認書 各種引受承諾書

電子交付の開始に伴い、これまで使用してきた偽造防止用紙の使用は取りやめ、紙交付を選択された場合は普通紙でのお渡しとなります。

令和7年7月1日以降も偽造防止用紙で紙交付を希望される場合は、手数料として、  
¥2200円/1通を頂戴いたします。

ただし用紙の在庫がなくなり次第終了いたします。

また大阪市消防局が令和7年7月1日より、一戸建て住宅と長屋の消防同意について電子受付が開始されることから、電子申請のメリットが大きくなります。

さらに令和8年度より、原則電子申請・電子交付とし、紙申請の場合には別途手数料を設定することも視野にいれておりますので、これを機会にNICE WEB申請のご利用を  
よろしく申し上げます

以上